

全国労働衛生週間に際して

日頃、労働基準行政、及び相模原労働基準監督署の業務運営に関し、御理解と御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

歴史的な猛暑となった今夏、既に9月に入りましたが、まだまだ厳しい残暑が続いておりますこと、心から御見舞い申し上げます。地球温暖化の進行に伴い、秋季に実施される本週間においても、熱中症警戒の呼びかけを余儀なくされる昨今の情勢となっております。今しばらく熱中症予防対策を継続するとともに、夏の疲れが抜けていないこととお察ししますので、より一層日頃の健康管理に御留意ください。

さて、毎年10月頭に実施している「全国労働衛生週間」は今年で76回目を迎えます。今回のスローガンは、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」となります。

本年5月に可決成立した改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されることとなり、全ての事業場が実施対象となります（3年以内に施行される見通しです）。

ストレスチェックの目的は、事業者側としては、労働者のストレスの対象とその程度を把握し、結果を集団分析し、その要因となる職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることにあります。

一方、労働者は、自らのストレスに気づき、自覚するとともに、メンタルヘルスの観点からも有効な「仕事と生活の調和」、すなわち「ワーク・ライフ・バランス」に留意し、ストレス軽減のため、私生活の充実を含む具体的な行動に移すことが望まれます。

全国的にも、当監督署においても、心身の重い負荷等を原因とする脳心臓疾患及び精神障害のいわゆる過労死等事案の労災請求が増加しております。

特に、精神障害事案の主要な原因として、ハラスメント、特に職場の上司等によるパワーハラスメントが挙げられております。全ての職場においてハラスメント防止のために必要な措置、及びメンタルヘルス対策を適切に講じていただくことが重要です。

そして、過労死等事案の要因ともなる長時間労働の削減など過重労働による健康障害の防止対策についても引き続き推進していただくようお願いします。

このほかにも労働衛生を巡る様々な課題がありますが、化学物質に関しては、一般の法令改正により、危険性・有害性が確認された全ての化学物質の自主的規制への転換が図られておりますので、速やかに対策を進めていただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の動向ですが、新たな感染の波が訪れ、全国的に増加傾向となっております（8月末時点）。気を緩めずに感染防止対策を講じてください。

最後に、皆さまの職場におかれましては、「全国労働衛生週間」を契機として、労使の自主的な取組を進めていただき、スローガンが目指す健康職場が実現することを祈念しまして、監督署からのメッセージとさせていただきます。

相模原労働基準監督署長

荻野 憲一